

# 国民健康保険税

## 税率が変わりました

国民健康保険税は、加入者一人一人の前年中の所得金額などに応じて金額を算出し、世帯で合算した上で世帯主に支払ってもらう税金です。

問い合わせ

[制度内容] 保険年金係 ☎093-293-1239

[税率など] 住民税係 ☎093-293-1237

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者が国民健康保険税を負担し合い、互いに支え合う制度です。

都道府県が財政運営の中心的な役割を担っており、福岡県の国民健康保険運営方針には、令和11年度までに赤字を解消・削減することが示されています。

このことから、遠賀町では国民健康保険の安定した運営と赤字解消のため、福岡県が市町村ごとに示した標準保険税率\*1を適用し、令和8年度の国民健康保険の税率などを次のとおり決定しました。

◇令和8年度から「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

### 【遠賀町国民健康保険税の税率など】

区分		令和7年度	令和8年度
医療保険分	所得割	7.17%	<b>6.60%</b>
	均等割	27,308円	<b>27,690円</b>
	平等割	26,968円	<b>27,353円</b>
	賦課限度額	660,000円	<b>670,000円</b>
後期高齢者支援金分	所得割	2.53%	<b>2.38%</b>
	均等割	10,749円	<b>11,136円</b>
	平等割	10,778円	<b>11,168円</b>
	賦課限度額	260,000円	<b>260,000円</b>
介護納付金分 (40～64歳のみ)	所得割	2.23%	<b>2.05%</b>
	均等割	11,267円	<b>11,054円</b>
	平等割	7,447円	<b>7,378円</b>
	賦課限度額	170,000円	<b>170,000円</b>
子ども・子育て支援金分 【新設】	所得割	—	<b>0.24%</b>
	均等割	—	<b>1,000円</b>
	平等割	—	<b>1,076円</b>
	18歳以上均等割	—	<b>41円</b>
	賦課限度額	—	<b>30,000円</b>

令和8年度から

### 子ども・子育て支援金の新設されました

子ども・子育て支援金は、全ての人や企業から拠出してもらったお金を子育て施策の拡充に充てる制度です。従来の国民健康保険税に上乗せすることで皆さんから徴収します。

国民健康保険に加入している人だけでなく、他の医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険組合・後期高齢者医療保険など)に加入している人も同様に、令和8年度から保険税(料)に加算されます。

皆さんから拠出された支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、こども誰でも通園制度などに活用されます。

詳しくはこども家庭庁ホームページで確認してください。

●問い合わせ  
こども家庭庁コールセンター  
☎0120-303-272



子育てを社会全体で支える制度なんだね!!



## 【軽減措置(均等割・平等割)】

■世帯の合計所得金額が次の金額以下の場合に、均等割・平等割が軽減措置の対象となります。

### 【7割軽減】

43万円 + (給与・公的年金所得者数 - 1) × 10万円

### 【5割軽減】

43万円 + (給与・公的年金所得者数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数

### 【2割軽減】

43万円 + (給与・公的年金所得者数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数

◇被保険者数には、国民健康保険に加入していない世帯主と同一世帯に属する、後期高齢者医療保険に移行した人も含まれます。



## 【減額措置】

■未就学児にかかる均等割額の半額【申請不要】

(低所得世帯の軽減対象者は軽減後の額の半額)

■産前産後にかかる所得割額と均等割額の全額【要申請】

申請について詳しくは遠賀町ホームページで確認してください！



## 令和7年度と比べて、どれくらい変わる？

### ケース1

- ▷ 40～64歳夫婦と子ども2人(5歳・10歳)
- ▷ 夫の所得<sup>※2</sup>200万円、妻の所得0円
- ▷ 2割軽減、未就学児均等割減額該当



区分	令和7年度	令和8年度	うち、子ども・子育て支援金分	増減割合と金額
所得割 <sup>※3</sup>	187,301円	176,939円	3,768円	▲1.58%
均等割 <sup>※4</sup>	124,586円	127,998円	1,600円	
平等割 <sup>※5</sup>	36,153円	37,578円	860円	
18歳以上均等割 <sup>※6</sup>	—	65円	65円	
合計	348,000円	342,500円	6,293円	

### ケース2

- ▷ 65～74歳夫婦
- ▷ 夫の所得<sup>※2</sup>100万円、妻の所得0円
- ▷ 5割軽減該当



区分	令和7年度	令和8年度	うち、子ども・子育て支援金分	増減割合と金額
所得割 <sup>※3</sup>	55,290円	52,554円	1,368円	0%
均等割 <sup>※4</sup>	38,057円	39,826円	1,000円	
平等割 <sup>※5</sup>	18,873円	19,798円	538円	
18歳以上均等割 <sup>※6</sup>	—	41円	41円	
合計	112,200円	112,200円	2,947円	

※合計は100円未満を切り捨て

### ※1 標準保険税率

赤字補てんを行わない場合の国民健康保険税率の参考値で、市町村ごとの医療費や所得の水準、被保険者数などを反映し、県統一の方式で算出したもの。

### ※2 所得

収入から必要経費を引いたもの。給与収入が約300万円の場合、所得に換算すると約200万円となる。また、65歳未満で年金収入が170万円の人、65歳以上で年金収入が210万円の人の場合、所得に換算すると100万円となる。

### ※3 所得割

前年中の所得金額に応じて負担するもので「(所得金額など - 43万円) × 税率」で計算される。

### ※4 均等割

世帯あたりの国民健康保険加入者の人数に応じて均等に負担するもの。ただし、子ども・子育て支援金分にかかる18歳未満の均等割は全額軽減される。

### ※5 平等割

国民健康保険に加入する全世帯が平等に負担するもの。

### ※6 18歳以上均等割

子ども・子育て支援金分のうち、18歳以上の加入者のみが追加で均等に負担するもの。



## 遠賀町からのお願い - 医療費の適正化 -

国民健康保険税は医療費と深く関わっています。

医療費が増えると、国民健康保険財源が圧迫され、国民健康保険税の税率引き上げを招きます。

さらに遠賀町では、被保険者数の減少、被保険者の高齢化によって、1人当たりの医療費が増加傾向にあるため、今後はより負担が増える可能性もあります。

このような負担を抑制するためには「定期的に健康診断を受ける」「ジェネリック医薬品を利用する」「正しく薬を服用する」など、皆さん一人一人の医療費を抑える取り組みが欠かせません。

福岡県と遠賀町では、今後も安心して医療を受けることができる健全な国民健康保険の運営に努めていきますので、医療費の適正化に努めるよう心がけてください。